新庁舎建設通信　第２号　令和６年１１月１８日

職員用の玄関について

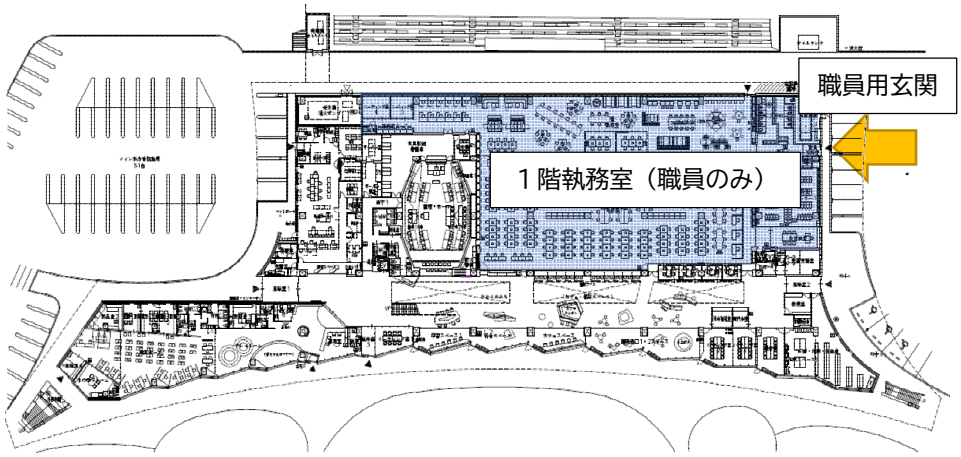

　新庁舎には、職員用の玄関が設置され、基本的にはそこから職員は出退勤します。
　執務室は、セキュリティ確保のため、原則として職員以外（事業者やＯＢ、議員等）は入室できません。
　職員が執務室に入室するには、出入口に設置された「顔認証」により開錠して入室します。（執務室には職員用の階段、トイレ、エレベーターを設置します。）

現場から

　引き続き、建設予定地である旧陸上競技場跡地への建設工事を進めています。
　監督員による建物の基礎鉄筋の検査を行い、今後は、型枠へコンクリートを流し込む「打設工事」を進める予定です。

▲工事現場の様子
（令和６年１１月１３日時点）

▼配筋検査の様子
（令和６年１０月３１日時点）

総務部本庁舎整備推進グループ